

実習実施者各位

## 最低賃金改定のお知らせ

中海協 事務局

## 記

厚生労働省より令和3年度地域別最低賃金改定状況が公表されましたので、以下にご連絡申し上げます。

技能実習生の給与におきましても、現在の賃金が改定額を下回る場合、発効年月日より賃金の改定が必要となりますので、下記改定状況についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

またご不明な点等ございましたら、当組合職員にお問い合わせください。

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	889	(861)	令和3年10月1日
青森	822	(793)	令和3年10月6日
岩手	821	(793)	令和3年10月2日
宮城	853	(825)	令和3年10月1日
秋田	822	(792)	令和3年10月1日
山形	822	(793)	令和3年10月2日
福島	828	(800)	令和3年10月1日
茨城	879	(851)	令和3年10月1日
栃木	882	(854)	令和3年10月1日
群馬	865	(837)	令和3年10月2日
埼玉	956	(928)	令和3年10月1日
千葉	953	(925)	令和3年10月1日
東京	1,041	(1,013)	令和3年10月1日
神奈川	1,040	(1,012)	令和3年10月1日
新潟	859	(831)	令和3年10月1日
富山	877	(849)	令和3年10月1日
石川	861	(833)	令和3年10月7日
福井	858	(830)	令和3年10月1日
山梨	866	(838)	令和3年10月1日
長野	877	(849)	令和3年10月1日
岐阜	880	(852)	令和3年10月1日

静 岡	913	(885)	令和3年 10 月2日
愛 知	955	(927)	令和3年 10 月1日
三 重	902	(874)	令和3年 10 月1日
滋 賀	896	(868)	令和3年 10 月1日
京 都	937	(909)	令和3年 10 月1日
大 阪	992	(964)	令和3年 10 月1日
兵 庫	928	(900)	令和3年 10 月1日
奈 良	866	(838)	令和3年 10 月1日
和歌山	859	(831)	令和3年 10 月1日
鳥 取	821	(792)	令和3年 10 月6日
島 根	824	(792)	令和3年 10 月2日
岡 山	862	(834)	令和3年 10 月2日
広 島	899	(871)	令和3年 10 月1日
山 口	857	(829)	令和3年 10 月1日
徳 島	824	(796)	令和3年 10 月1日
香 川	848	(820)	令和3年 10 月1日
愛 媛	821	(793)	令和3年 10 月1日
高 知	820	(792)	令和3年 10 月2日
福 岡	870	(842)	令和3年 10 月1日
佐 賀	821	(792)	令和3年 10 月6日
長 崎	821	(793)	令和3年 10 月2日
熊 本	821	(793)	令和3年 10 月1日
大 分	822	(792)	令和3年 10 月6日
宮 崎	821	(793)	令和3年 10 月6日
鹿児島	821	(793)	令和3年 10 月2日
沖 縄	820	(792)	令和3年 10 月8日
全国加重平均額	930	(902)	—

以上